

一般競争入札による 市有地売却

申込案内

令和8年6月19日実施

飯能市資産経営課

住所：飯能市大字双柳1番地の1

電話：042-973-2111（代表）

HP：<https://www.city.hanno.lg.jp/>

入札にあたっての注意事項

◆市有地を一般競争入札により売却します。以下の点に、ご注意ください。

契約上の特約

(1) 用途等の制限

- ①購入物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ②所有権を第三者に移転する場合、これを承継させなければならない。

(2) 契約不適合責任

市は原則として、土地に係る契約不適合責任を負いません。

入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たす個人又は法人とします。

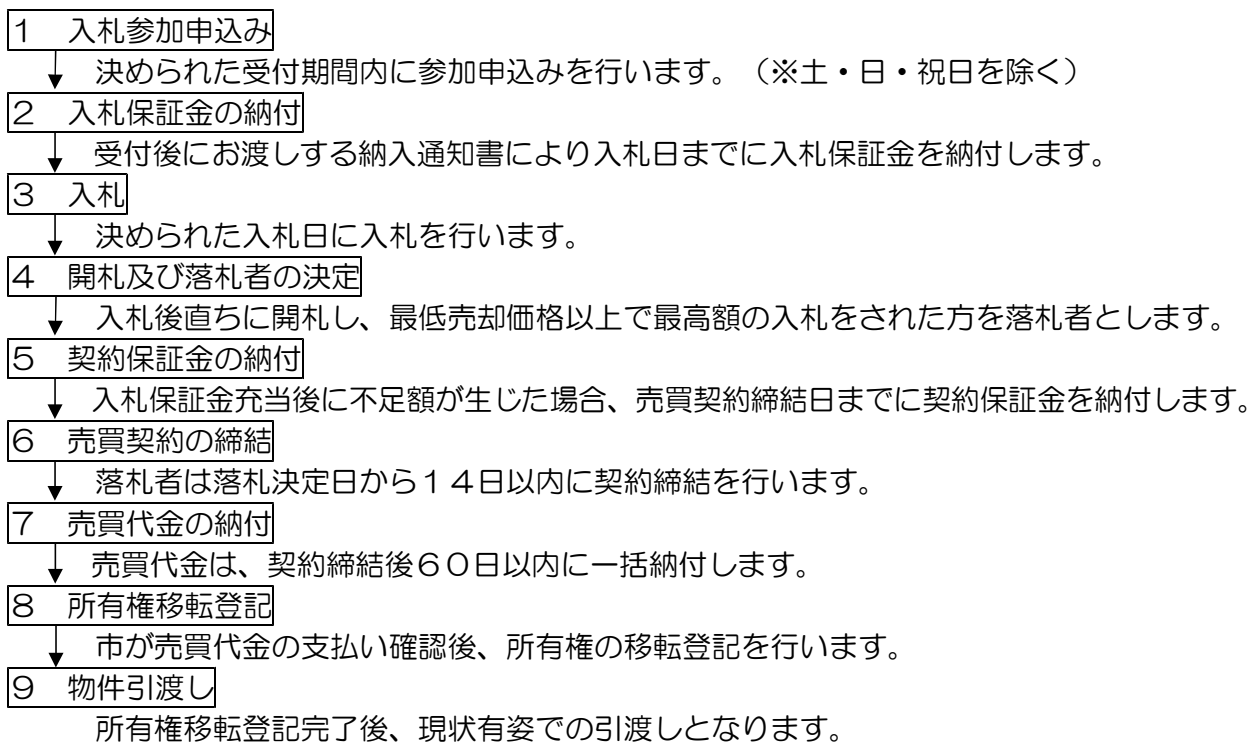
- (1) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者
 - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者でない人
- ※参加資格の確認のため、警察等関係機関に照会（法人の場合は代表者及び役員等を含む。）を行う場合があります。

飯能市取扱金融機関

以下の金融機関の各本店・支店をご利用ください。

埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、東和銀行、中央労働金庫、飯能信用金庫、青梅信用金庫、埼玉縣信用金庫、西武信用金庫、いるま野農業協同組合、飯能市役所内指定金融機関派出所

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ



【売却物件】 ※詳細図は、別紙参照（6ページ）

所在地	登記地目	地積(m ²)	最低売却価格(円)	入札保証金(円)
① 飯能市山手町211番1	畑	36.85	68,000,000	10,200,000
② // 211番3	畑	116.93		
③ // 211番4	畑	88.45		
④ // 1406番3	宅地	87.57		
⑤ // 1407番4	宅地	538.21		
⑥ // 1410番2	宅地	171.97		

現地案内及び説明会は行いません。現地確認時の駐車場は売却物件の土地をご利用ください。事前に現地状況等を十分確認のうえ、お申し込みください。

【物件概要】

交通	売却地から 東飯能駅（西武池袋線・JR八高線）まで約1.6km（車：約7分、徒歩：約25分） 飯能駅（西武池袋線）まで約1.5km（車：約5分、徒歩：約20分） 飯能第一小学校停留所まで150m～300m（国際興業バス）
用途地域等	第一種住居地域
インフラ	上下水道：有、ガス：都市ガスまたはプロパンガス
道路	①②③西側：幅員16.1m市道 東側：幅員4.0m市道（セットバック済） ④北西側：幅員4.2m市道 東側：18.8m市道 ⑤東側：幅員16.6m～18.8m市道 ⑥南側：幅員15.8m市道 東側：16.6m～26.2m市道
近隣公益施設	飯能市立図書館、飯能市子育て総合センター、飯能市立山手保育所、 飯能市立飯能第一小学校、飯能市立飯能西中学校 等
建築条件	なし
建築形態規制	建築課やホームページにて確認
その他	地盤調査等なし

1 入札参加申込み

入札参加には事前申込みが必要です。受付期間内に必要書類を持参又は郵送してください。

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月5日（金）まで ※土、日、祝日を除く
午前9時から午後4時30分まで

※郵送の場合、6月5日(金)必着のこと

(2) 受付場所

資産経営課（飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所 本庁舎2階）

(3) 必要書類

- ①入札参加申込書（実印を押印してください。）
- ②委任状（代理人が入札する場合）
- ③添付書類 各1通（3か月以内に交付されたもの）

個人	法人
住民票の写し（本籍地を載せた申込者個人のもの）	登記事項全部証明書
印鑑登録証明書	印鑑証明書
身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）	

※注意※

- 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。
- 共有名義を希望する場合、申込みも連名としてください。受付後の変更はできません。
- 共有名義で申込む場合、共有者全員分の添付書類が必要です。
- 代理人が使用する印は、委任状に使用した印とし、全て同一印を使用してください。

2 入札保証金の納付

(1) 納付について

入札参加申込書受付後、市が発行する納入通知書により入札保証金を飯能市取扱金融機関窓口で納付します。

※注意※

納付後、金融機関から渡される入札保証金「**納入通知書兼領収書**」（金融機関の領収印のあるもの）が入札時に必要となります。

※入札当日に領収書を持参いただかないと入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 返還について

落札者以外には、入札保証金返還請求書で指定した口座へ入札保証金を返還します。

- ①入札保証金納入通知書とともにお渡しする入札保証金返還請求書等に必要事項を記入し、入札時に持参してください。
- ②入札保証金には利子を付しません。
- ③返還には入札終了後1か月程度要します。

3 入札

(1) 入札日時：令和8年6月19日（金） 午後2時から

受付時間：午後1時30分から午後1時55分まで（時間厳守）

(2) 入札場所：飯能市役所 本庁舎2階 入札室

(3) 必要書類：①入札参加申込受付書

②入札書（実印を押印）

③入札保証金納入通知書兼領収書（金融機関の領収印のあるもの）

④入札保証金返還請求書（通帳のコピーを添付）

⑤債権者登録（新規・廃止）申請書

⑥委任状、代理人の印及び代理人の本人確認書類（代理人が入札する場合）

●社員の方は、名刺をご持参ください。

※注意※

- 入札書には実印を押印してください。
- 入札者が1者の場合でも入札を執行します。
- 代理人による入札の場合は、委任状に使用した代理人印を使用してください。
- 押印のない入札書、金額を訂正した入札書は無効です。

4 開札及び落札者の決定

(1) 入札後直ちに開札し、最低売却価格以上で最高額の入札をされた方を落札者とします。

(2) 最高額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

(3) 最高額の入札をした者が2者以上あり、当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合、入札事務に関わりのない職員が代わりにくじを引くことにより落札者を決定します。

(4) 入札結果は、その場で公表します。

(5) 虚偽の記載等がある場合、落札後であっても落札者の決定を取り消すことがあります。

※注意※

無効となる入札（飯能市契約規則第16条）

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

- (2) 入札者の記名・押印のない入札書による入札
- (3) 記入すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項の判読ができない入札書による入札
- (4) 入札保証金を納付しない者、又は納付した入札保証金の額が所定の額に達しない者がした入札
- (5) 金額を訂正した入札書による入札
- (6) 金額を除く記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書による入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした、その全部の入札
- (9) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札した、その双方の入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) その他入札の条件に違反した入札

5 契約保証金の納付

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上とし、入札保証金を契約保証金に充当します。ただし、入札保証金充当後に不足額が生じた場合、市が発行する契約保証金「**納入通知書兼領収書**」により売買契約締結日までに飯能市取扱金融機関窓口で納付します。

6 売買契約の締結

- (1) 落札者は落札決定の日から14日以内に契約締結を行います。
 - (2) 契約は資産経営課（飯能市役所 本庁舎2階）で行います。
 - (3) 売買契約書は「土地売買契約書（案）」をご参照ください。
- 売買契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担となります。

※注意※

期限までに契約締結いただけない場合、市はその決定を取り消し、入札保証金は飯能市に帰属となります。

7 売買代金の納付

契約締結後、契約保証金を売買代金の一部に充当し、残額を市が発行する土地売払収入「**納入通知書兼領収書**」により、契約締結後60日以内に飯能市取扱金融機関窓口で納付します。

※注意※

期限までに売買代金が完納されなかった場合は契約を解除し、契約保証金は飯能市に帰属となります。

8 所有権移転登記

- (1) 市は売買代金の入金確認後、所有権の移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、落札者の負担となります。

※注意※

入金確認は市が入金を確認した日（5日程度）を指します。ただし、急ぎの場合は前日迄に領収書の持参日を報告いただき、午前中に領収書を確認できればその日の午後に登記申請を行います。

【例】3月3日午前中に持参 ⇒ 3月3日午後5時までに登記申請

3月3日午後に持参 ⇒ 3月4日以降、登記申請

登記完了確認後、「識別情報通知」をお渡しします。

9 物件引渡し

所有権移転登記完了後、現状有姿での引渡しとなります。土地の適正な管理をお願いします。

※注意※

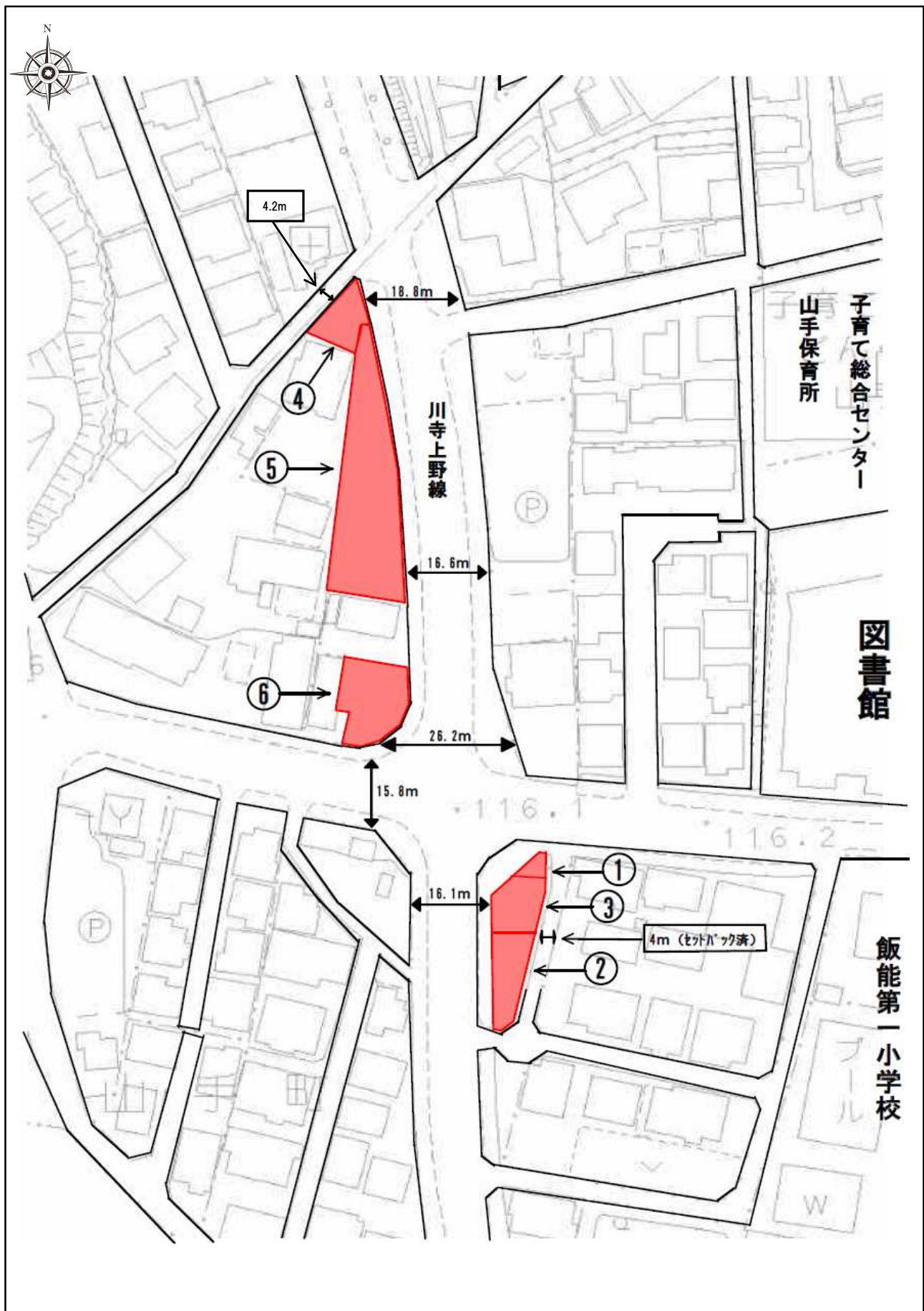
物件調書の記載事項と現状が異なる場合、現状を優先します。

電柱の移設等が必要な場合は、購入者負担となります。

<その他事項>

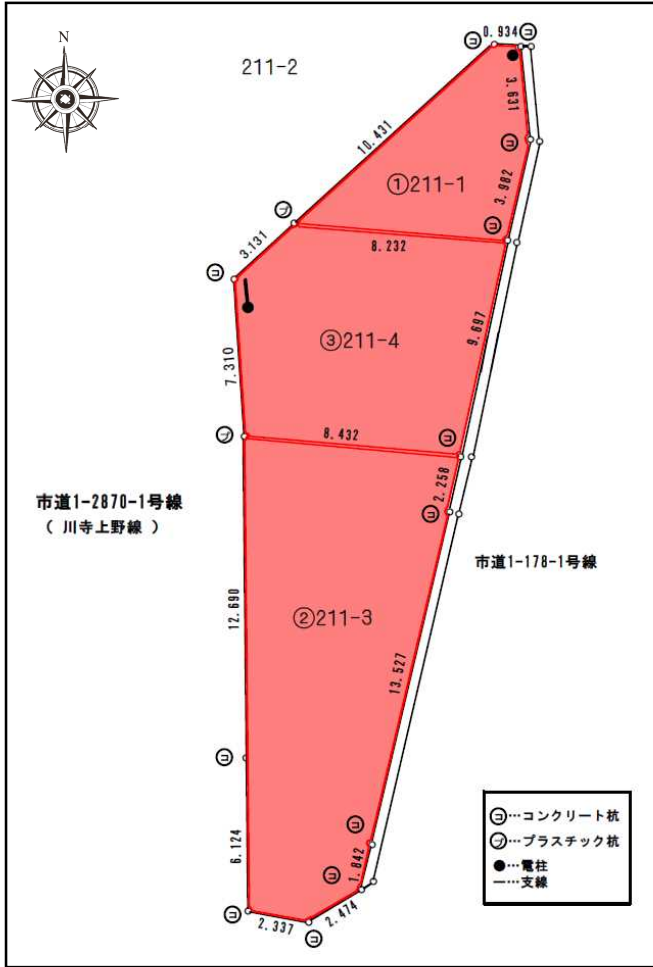
本案内書に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、飯能市契約規則、飯能市財産規則、その他関連法令等の定めるところにより処理します。

<売却箇所案内図>

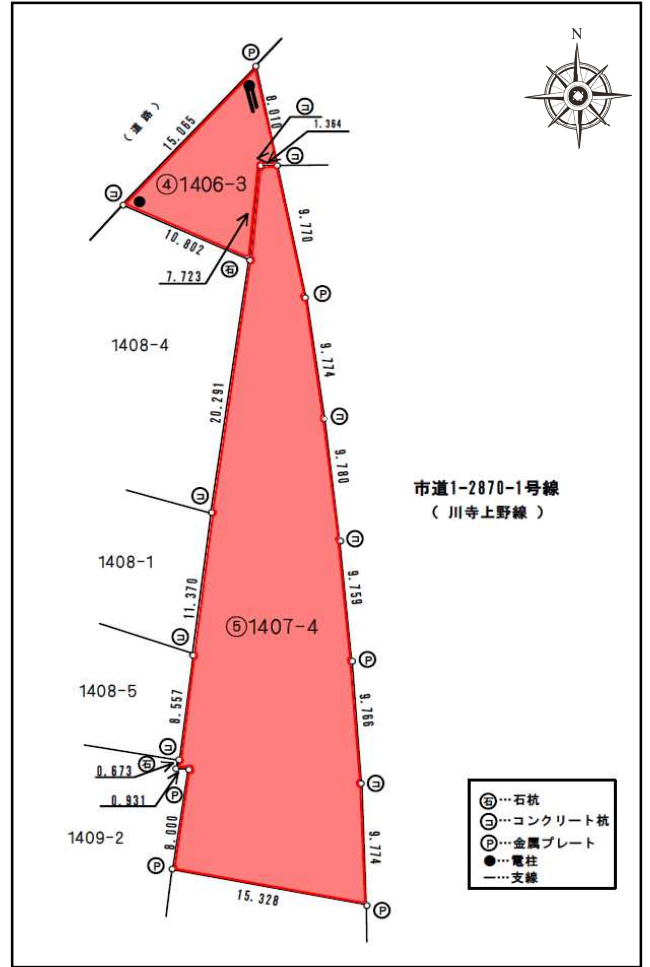


<詳細図>

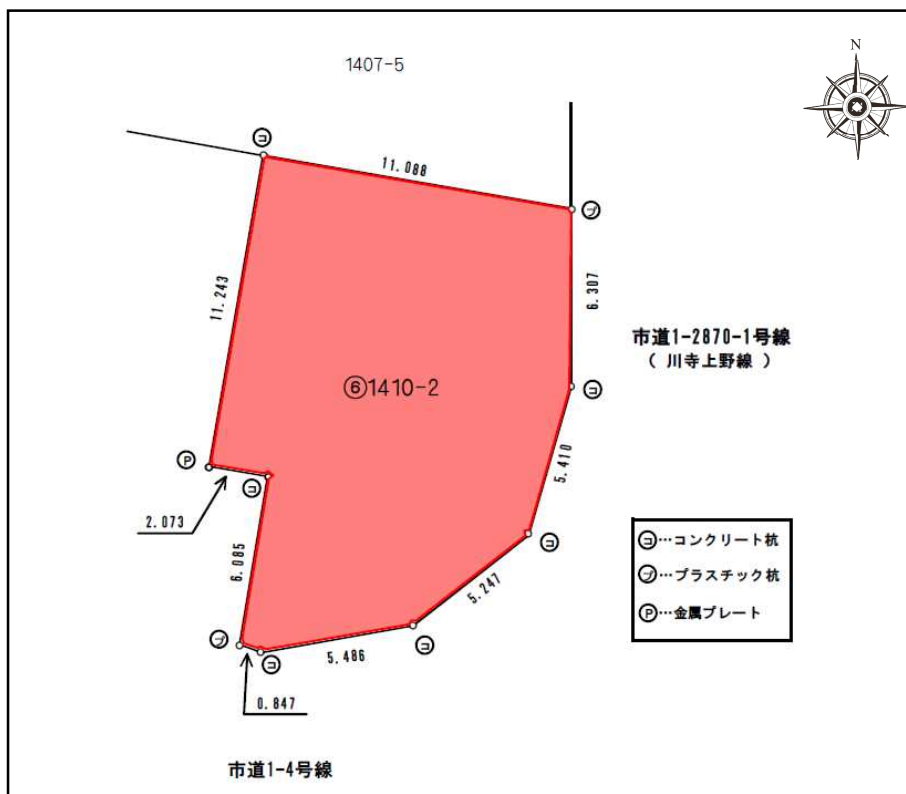
①211-1 ②211-3 ③211-4



④1406-3 ⑤1407-4



⑥1410-2



地方自治法(抄)

(職員の行為の制限)

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を書し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。